

特定空家等の所有者等に対する命令の公示

空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第13項の規定に基づき、次のとおりお知らせします。

1 対象となる特定空家等

所在地（地名地番） 北九州市小倉北区長浜町178番地

所在地（住居表示） 北九州市小倉北区長浜町5番9号

用途 居宅

2 措置の内容

既に建物の一部が倒壊し、今後残りの建物についても倒壊するおそれがあるため、これらを防ぐ措置を実施すること。

3 命ずるに至った事由

構造材、外壁材及び屋根材の腐食による部材の飛散及び脱落、建物の倒壊により、周辺の住民及び通行人に危害が及ぶ危険性があるため。

4 命令年月日 令和6年10月17日

5 措置の期限 令和6年11月30日

当該特定空家等については、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項の規定による命令を行い、併せて行政代執行法第3条の規定による戒告を行いましたが、いずれも定めた期限までに当該命令に係る措置が履行されていません。

このため、本件は義務不履行の状態が確定しており、今後、行政代執行を行う予定です。

なお、本内容は、当該命令および戒告の期限がすでに経過していることを前提として、第三者に不測の損害を与えることを未然に防止する観点から行うものであり、新たに履行期限を設定し、又は履行期間を延長するものではありません。